

# 新型コロナウイルス感染症に係る 「住居確保給付金のしおり」内容の一時的な変更について

当面の間、感染状況や就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性を勘案し、以下のとおり内容を一時的に変更いたします。

- |   |                                                                                   |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | P.1「住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります」、P.3「住居確保給付金の申請をするために必要なもの」及びP.4「住居確保給付金の申請から決定まで」 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------|

新型コロナウイルス感染症における感染状況や就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性を勘案し、当面の間、離職等された方、本人の責に帰すべき理由によらない休業等による収入を得る機会が減少した方とともに、ハローワークへの求職の申し込みが不要となります。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| 2 | P.7～「住居確保給付金受給中の義務」 |
|---|---------------------|

当面の間、毎月4回以上のくらしとしごとサポートセンター支援員との面接は、月1回に緩和し、新型コロナウイルス感染症感染防止等の観点から、支援員との直接の面接ではなく、参考様式9「自立相談支援機関報告様式」を郵送等により提出していただき、状況確認を行うこととします。

※来所相談はご希望される方のみとします。

※また、電話による様式内容の聞き取りも可能です。

また、就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性を勘案し、当面の間、一時的に、ハローワークへの毎月2回以上の職業相談及び週1回以上の求人先への応募・面接については要件を緩和し、自主的な就職活動を行っていただいたうえで、状況確認させていただくこととします。

◆その質問事項等につきましては、以下までお願いします。

奈良市くらしとしごとサポートセンター

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

TEL：0120-372-310